二十八条の二の緊急通報を発機能を用いることにより緊急行うための発信を行う機能をこと。

に掲げる規定にかかわらず、報メッセージを発信する機能ない場合は、移動電話端末と一体となっており、かつ、規十八条の二の緊急通報を発信能を用いることにより緊急通うための発信を行う機能を有と。

○政治資金適正化委員会告示第四十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十六年七月十八日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	氏名	抹消年月日	抹消事由
一八七	井筒　潮	二六、七、一	本人からの申請
一七四五	瀧口　聡	二六、七、一	本人からの申請
二七八九	粟野　彰啓	二六、六、一〇	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第二号
三六七五	竹田公二郎	二六、六、九	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第二号

○法務省告示第三百二十号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十六年七月十八日

法務大臣　谷垣　禎一

第二号イの表に次のように加える。

サンヨーエンジニアリング株式会社	静岡県浜松市西区大久保町千二百二番地の十	仕上げ
高雄工業株式会社	愛知県弥富市楠三丁目十三番地二	機械加工
マツダ物流株式会社	兵庫県加古郡播磨町西野添二丁目二番一号	工業包装

第二号ロの表に次のように加える。

有限会社ブリッジ	岩手県九戸郡九戸村大字伊保内第二十五地割十番地二	鉄筋施工
有限会社関口鉄筋工業	栃木県栃木市新井町二百十一番地六	鉄筋施工
株式会社新越製作所	大阪府八尾市南木の本九丁目二十二番地	鉄工
株式会社丸十	兵庫県加古川市八幡町上西条三百六番地の二百三十五	工場板金
株式会社クラハシ	山口県岩国市多田二丁目百八番地の六	建設機械施工
澁谷食品株式会社	高知県高岡郡日高村本郷七百十六番地	食品加工
西照工業株式会社	熊本県熊本市東区健軍三丁目七番四十号	防水施工

○法務省告示第三百二十一号

宮城県栗原市役所備付けの次の戸籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十六年八月十八日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる戸籍の謄本、抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、栗原市役所又は仙台法務局古川支局に照会すること。

平成二十六年七月十八日

法務大臣　谷垣　禎一

宮城県栗原郡一迫村真坂七番地　菊地五郎治

○外務省告示第二百四十一号

平成二十六年七月二日にチュニスで、円借款の供与に関する日本国政府とチュニジア共和国政府との間の平成十九年三月十二日付けの交換公文に従ってチュニジア共和国政府に供与されることになった国営テレビ放送センター計画の実施に係る円貨による借款の支出期間がチュニジア共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の合意により平成三十一年七月九日まで延長される旨の口上書の交換が、チュニジア共和国政府との間に行われた。

平成二十六年七月十八日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

○外務省告示第二百四十二号

タジキスタン共和国政府は、平成二十四年十二月十日に作成された「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定へのタジキスタン共和国の加入のための議定書」の受諾書を平成二十五年一月三十一日に世界貿易機関事務局長に寄託した。よって、同議定書は、平成二十五年三月二日に効力を生じ、タジキスタン共和国は、同日に世界貿易機関の加盟国となった。

（平成二十五年二月七日付け世界貿易機関事務局長書簡）

平成二十六年七月十八日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

○財務省・農林水産省告示第十二号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年九月三十日財務省・農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年七月十八日

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣臨時代理
国務大臣　太田　昭宏

一中「年一分」を「年九厘」に、「年一分一厘五毛」を「年一分五毛」に、「年二分一厘五毛」を「年二分五毛」に改める。

二の表を次のように改める。

償還期限	利率
七年以下	年三厘五毛
七年を超え九年以下	年四厘五毛
九年を超え十一年以下	年五厘五毛
十一年を超え十三年以下	年六厘五毛
十三年を超え十五年以下	年七厘五毛
十五年を超え十七年以下	年八厘五毛
十七年を超え二十五年以下	年九厘

三の表を次のように改める。

償還期限	利率
七年以下	年三厘五毛
七年を超え九年以下	年四厘五毛
九年を超え十一年以下	年五厘五毛
十一年を超え十三年以下	年六厘五毛
十三年を超え十五年以下	年七厘五毛
十五年を超え十七年以下	年八厘五毛
十七年を超え三十五年以下	年九厘

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。